

居宅サービス延べ利用者数は、介護保険による訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等（短期入所療養介護を含む）の対象となる者の6月1日から6月30日までの毎日の利用者数を合計した数を記入してください。

短期入所療養介護分は、居宅サービス延べ利用者数の「うち数」を記入してください。（医療と介護の費用区分を行う場合は、前記の施設サービス延べ利用者数に加算し、居宅サービス延べ利用者数から差し引くこととなります。）

11 医療保険・介護保険適用の食事延べ提供数

平成17年6月1か月間に提供した延べ食数を医療保険、介護保険別にそれぞれ記入してください。

12 医療保険・介護保険適用の占有延べ床面積

次に該当する医療保険・介護保険適用の占有延べ床面積を小数点以下第1位を四捨五入して整数で記入してください。

なお、部門別構成については、「参考資料1」（28頁）を参考にしてください。

〔病棟部門〕

○病床の延べ床面積 医療保険・介護保険適用の病床（ナースステーション、処置室、食堂、廊下等の付属施設を除く患者用の居室）の延べ床面積をそれぞれ記入してください。

〔診療部門〕

通所・外来患者だけが利用する部分の延べ床面積を記入してください。

①通所専用面積

医療保険適用面積については、重度痴呆疾患デイ・ケア、リハビリテーション（理学、作業、言語療法）、精神科作業療法、精神科デイ・ケア（ナイト・ケア、デイ・ナイト・ケアを含む）の専用面積について記入してください。

介護保険適用面積については、通所リハビリテーション、通所介護の専用面積について記入してください。

医療と介護で共用している諸室については、両者に重複計上してください。

②一般外来部・待合いホール面積

各科診察室、処置室のほか医事、受付、各科待合いホール、カルテ倉庫などの諸室について記入してください。

「第2-1 収支」の記入要領 (調査票15~17頁)

- この調査票には、特に示してあるものの他は、平成17年6月の医業に関連するすべての収入とこれに対応するすべての費用を記入してください。家計分は含めないでください。
- 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該病院のみを推計して記入してください。

I 医業収入 [調査票①~⑨欄]	6月中に提供した医療サービスの対価をそれぞれに記入してください。その月に提供した医療サービスの対価を記入するものですから、現金としてまだ入っていなくても6月分の実績に基づいて支払基金、国保連などに請求すべき金額及び現金として徴収すべき金額の合計額を記入してください。
1 入院収入 [調査票①~③欄]	
(1) 保険診療収入 (患者負担含む) [調査票①欄]	入院患者の医療に係る収入で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、老人保健及び生活保護法、精神保健法、結核予防法等の公費負担医療について支払基金等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。いずれも6月中の診療分についての金額(未収分を含む)の総額です。
(2) 公害等診療収入 [調査票②欄]	入院患者の医療に係る収入で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などによる金額を記入してください。
(3) その他の診療収入 [調査票③欄]	入院患者の医療に係る収入で、自費診療収入、特別メニューの食事収入など(ただし特別の療養環境収入に係るものは除く)の金額を記入してください。
2 特別の療養環境収入 [調査票④欄]	入院患者の医療に係る収入で、特別室の特別料金徴収額を記入してください。
3 外来収入 [調査票⑤~⑦欄]	
(1) 保険診療収入 (患者負担含む) [調査票⑤欄]	外来(往診を含む)患者の医療に係る収入で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、老人保健及び生活保護法、精神保健法、結核予防法等の公費負担医療について支払基金等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。いずれも平成17年6月中の診療分についての金額(未収分を含む)の総額です。
(2) 公害等診療収入 [調査票⑥欄]	外来患者の医療に係る収入で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などによる金額を記入してください。
(3) その他の診療収入 [調査票⑦欄]	外来患者の医療に係る収入で、自費診療収入による収入などの金額を記入してください。

4 その他の医業収入 〔調査票⑧欄〕	<p>次の(1)～(4)までの収入の合計額を記入してください。</p> <p>(1) 保健予防活動収入 各種の健康診断、予防接種など集団的保健予防活動にかかわる収入</p> <p>(2) 医療相談収入 人間ドック、妊産婦保健指導など個別的保健予防活動にかかわる収入</p> <p>(3) 受託検査・施設利用収入 他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収入及び医療設備器械を他の医療機関の利用に供した場合の収入</p> <p>(4) その他の収入 文書料など前記の科目に属さない医業収入</p> <p><u>保険査定減については、平成16年度(又は平成16年)実績の1/12の額をこの欄から減算し、調整してください。</u></p>
II 介護収入 〔調査票⑩～⑭欄〕	
1 施設サービス収入 〔調査票⑩欄〕	<p>施設サービスに係る収入(短期入所療養介護を除く)で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。ただし、いずれも6月中の施設サービス分についての金額(未収分を含む)の総額です。</p> <p>また、特別な療養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収入についてもあわせて記入してください。</p>
2 居宅サービス収入 〔調査票⑪欄〕	<p>居宅サービスに係る収入(短期入所療養介護を含む)で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。いずれも6月中の居宅サービス分についての金額(未収分を含む)の総額です。</p> <p>また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収入についてもあわせて記入してください。</p>
(うち)短期入所療養介護分 〔調査票⑫欄〕	<p>上記居宅サービス収入のうち、「短期入所療養介護」に係る収入の金額を記入してください。<u>(医療と介護の費用区分を行う場合は、上記施設サービス収入に加算し、居宅サービス収入から差し引くこととなります。)</u></p>
3 その他の介護収入 〔調査票⑬欄〕	<p>文書料など前記の科目に属さない介護事業収入について記入してください。</p> <p><u>保険査定減については、平成16年度(又は平成16年)実績の1/12の額をこの欄から減算し、調整してください。</u></p>
III その他の収入 〔調査票⑮～⑰欄〕	
1 受取利息及び配当金 〔調査票⑮欄〕	<p><u>平成16年度(又は平成16年)実績の1/12の額を記入してください。</u></p>
2 その他の収入 〔調査票⑯欄〕	<p>有価証券売却益、患者外給食収入、日常生活に必要となる費用の利用料及び要介護認定のための主治医意見書による文書料収入などをいいます。補助金・負担金はこの欄ではなく「補助金・負担金等」の欄に記入してください。</p>

IV 医業・介護費用
[調査票⑱～42欄]

医療保険分の費用と介護保険分の費用を合算した額を記入してください。

1 材料費

(1) 医薬品費
[調査票⑳欄]

6月中に費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。医薬品費とは投薬用薬品、注射用薬品（血液、血液製剤類を含む）、試薬、造影剤、外用薬、歯科用薬剤の費消額をいいます。

(2) 診療材料費・医療消耗器具備品費
[調査票㉑欄]

(1) 診療材料費 レントゲンフィルム、酸素、ギプス粉、包帯、ガーゼ、縫合糸、氷など1回ごとに消費するものの費消額をいいます。

(2) 医療消耗器具備品費 ア. 注射針・筒、ゴム管、体温計、シャーレ、聴診器、血圧計、鉗子類、歯科用の石膏、印象材などの診療用具で6月中に使用を開始したものの費消額（払出額）をいいます。

イ. 食器、ざる、食缶、鍋など患者給食用具で6月中に使用を開始したものの費消額（払出額）をいいます。

(3) 歯科材料費
[調査票㉒欄]

歯科用金銀パラジウム合金、歯科用銀合金、歯科用複合レジン充てん材料などの費消額をいいます。

(4) 給食用材料費
[調査票21欄]

6月中に費消した患者給食のための食品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

2 給与費
[調査票22欄]

「第3 給与」の72欄の金額を記入してください。

3 委託費
[調査票23欄]

検査、給食、寝具、洗濯、廃棄物、歯科技工、医療事務、清掃、経理、警備など6月中に委託した業務の対価としての費用を記入してください。年間委託の場合は、契約額の1/12の額を記入してください。

(うち)検査委託費
[調査票24欄]

6月分の検査委託費の金額を記入してください。

(うち)患者用給食委託費
[調査票25欄]

6月分の患者用給食委託費（給食材料込みの委託を含む）の金額を記入してください。なお、患者用と職員用給食を一括して委託している場合には、給食数で按分するなどして、患者用給食に係る金額のみを記入してください。

(うち)寝具類洗濯・賃貸委託費
(病衣除く)
[調査票26欄]

6月分の病衣を除く寝具類の洗濯・賃貸委託費の金額を記入してください。

(うち)病衣洗濯・賃貸委託費
[調査票27欄]

6月分の病衣に係る洗濯・賃貸委託費の金額を記入してください。

(うち)医療用廃棄物委託費
[調査票28欄]

6月分の医療用廃棄物委託費の金額を記入してください。

(うち) 歯科技工委託費 [調査票 29 欄]	6 月分の歯科技工委託費の金額を記入してください。
(うち) 医療事務委託費 [調査票 30 欄]	6 月分の医療事務委託費の金額を記入してください。
4 設備関係費 [調査票 31 欄]	6 月中に支払った金額などを記入してください。「設備関係費」に該当する費目は「参考資料 2」(29 頁)を参考にし、その合計額を記入してください。
(うち) 減価償却費 [調査票 32 欄]	建物、建物付属設備、医療用器械備品、車輛船舶などの減価償却費を、 <u>平成 16 年度 (又は平成 16 年) 末現在の資産総額に基づいて算定された総額の 1/12 の額</u> を記入してください。
(うち) 建物減価償却費 [調査票 33 欄]	建物の減価償却費を記入してください。
(うち) 医療機器減価償却費 [調査票 34 欄]	医療機器の減価償却費を記入してください。
(うち) 設備器械賃借料 [調査票 35 欄]	設備、器械の使用料 (リース料、レンタル料) を記入してください。
(うち) 医療機器賃借料 [調査票 36 欄]	設備、器械の使用料のうち、医療機器分の使用料のみ計上し記入してください。
(うち) 土地賃借料 [調査票 37 欄]	土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料を記入してください。
(うち) 建物賃借料 [調査票 38 欄]	建物、構築物 (門、へいなど) を賃借することにより所有者に対して支払う賃料を記入してください。
5 経費 [調査票 39 欄]	6 月中に支払又は費消した金額を記入してください。「経費」に該当する費目は「参考資料 3」(30~31 頁)を参考にし、その合計額を記入してください。
(うち) 光熱水費 (燃料費含む) [調査票 40 欄]	電気料、ガス料、水道料、石炭、重油、プロパンガスなどの費用を記入してください。ただし、救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料に係るものは除きます。
6 その他の医業費用 [調査票 41 欄]	研究研修費 (研究材料の費用、研究研修用図書 of 購入費、学会への参加旅費など) の <u>平成 16 年度 (又は平成 16 年) 実績の 1/12 の額</u> 、本部費・本部役員報酬 (病院の負担に属する額) を記入してください。
V その他の費用 [調査票 43, 44 欄]	

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <p>1 支払利息
[調査票 43 欄]</p> | <p><u>平成16年度（又は平成16年）実績の1/12の額</u>を記入してください。</p> |
| <p>2 その他の費用
[調査票 44 欄]</p> | <p>有価証券売却損、患者外給食用材料費、貸倒損失などを記入してください。</p> |
| <p>VI 特別損益
[調査票 45, 46 欄]</p> | |
| <p>1 特別利益
[調査票 45 欄]</p> | <p><u>固定資産売却益など特別利益（補助金・負担金を除く）の平成16年度（又は平成16年）実績の1/12の額</u>を記入してください。</p> |
| <p>2 特別損失
[調査票 46 欄]</p> | <p><u>固定資産売却損など特別損失の平成16年度（又は平成16年）実績の1/12の額</u>を記入してください。</p> |
| <p>VII 補助金・負担金等
[調査票 47～49 欄]</p> | <p>国、地方公共団体、系統機関などからの補助金・負担金等の交付金を人件費補助、運営費補助、設備費補助の交付目的によって区分し、<u>平成16年度（又は平成16年）実績の1/12の額</u>を該当する欄に記入してください。</p> |

介護保険事業を実施している病院の費用の区分方法について (調査票18頁)

フローチャートより、「費用区分の方法について」欄の「費用区分1」又は「費用区分2」のいずれかを○を記入してください。

「費用区分1」を選んだ場合は「第2-2 収支」へ、また、「費用区分2」を選んだ場合は「第2-3 収支」へ、それぞれお進みください。

「第2-2 収支」の記入要領 (調査票19頁)

「費用区分1」により記入する場合はこの票にご記入ください。

この場合、別添の「介護保険事業を実施している医療機関の費用の区分方法について」の「費用区分1」を参考に、「第2-1 収支」に記入した金額を医療保険分と介護保険分とに費用を区分し、そのうちの医療保険分の費用を記入してください。

記入終了後は、「第3 給与」(調査票21頁)へお進みください。

「第2-3 収支」の記入要領 (調査票20頁)

「費用区分2」により記入する場合はこの票にご記入ください。

この場合、別添の「介護保険事業を実施している医療機関の費用の区分方法について」の「費用区分2」を参考に、「第2-1 収支」に記入した金額を医療保険分と介護保険分とに費用を区分し、そのうちの医療保険分の費用を記入してください。

なお、網掛け部分の費用科目については、「第1 基本データ」等を基に、中医協事務局において、医療保険分と介護保険分とに費用を区分させていただきますので、記入しないでください。

共 通

第 3	給与
第 4	資産・負債
第 5	設備投資
第 6	租税公課、借入金等

「第3 給与」の記入要領 (調査票8頁又は21頁)

- この調査票は、職員数と給与状況などについて記入してください。
- なお、介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

1 常勤職員
[調査票①～33欄]

常勤とは、その施設の全診療時間を通じて勤務する者をいいます。

人 員
[調査票①～⑪欄]

平成17年6月に病院に雇用され、給与を支払われる者について、職種区分毎に人員数を記入してください。個人立病院で、青色事業専従者として給与を支払われる者についても、この欄に記入してください。

給 料
[調査票⑫～22欄]

給料(本俸又はこれに準ずるもの)には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など職員に支払ったすべてのものが含まれます。

また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支払っている場合には、その金額を含めてください。

平成17年6月中に支払った現金給与額(税込)を職種区分毎に記入してください。

賞 与
[調査票23～33欄]

職員に対する年間の賞与、期末手当等の一時金をいいます。

職種区分毎に次の計算式で算定した額(税込)を記入してください。

個人立病院の場合

①平成17年の年間の賞与の支給額(見込)が確定しているとき
$$\frac{\text{平成17年賞与支給額(見込)} \times 1}{12}$$

②それ以外の場合(賞与の支給額が確定していないとき)
$$\frac{\text{平成16年賞与支給額(実績)} \times 1}{12}$$

個人立以外の病院の場合

$$\frac{\text{平成16年賞与支給額(実績)} \times 1}{12}$$

病院長

個人立病院の開設者でない病院長、個人立病院以外の病院長について記入してください。個人立病院の開設者である病院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。

看護職員

保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。

看護補助職員

看護師、准看護師などの資格を持たない看護補助者(介護者)をいいます。

医療技術員

診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士など医療にかかわる専門技術員をいいます。

技能労務員・労務員

電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、労務員をいいます。

役 員

医療法人立などの病院の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。理事(長)兼病院長の場合は「病院長」、理事兼事務長の場合は「事務員」の欄に記入してください。

常勤職員1人当たりの
1週間平均の所定労働
時間
[調査票34欄]

「2 非常勤職員」において非常勤職員の常勤換算の際に必要となりますので、1週間当たりの常勤職員1人当たりの所定労働時間の平均を記入してください。なお、役員を除いて記入してください。また、個人立病院の場合、開設者本人を除いて記入してください。

2 非常勤職員
[調査票 35 ~ 67 欄]

総労働時間
[調査票 35 ~ 45 欄]

常勤以外の者、たとえば他の病院などからパートタイムで来ているような者は非常勤としてください。

非常勤職員の平成17年6月1か月間の総労働時間数（1時間未満は切り捨て）を職種ごとに記入してください。たとえば、非常勤職員が複数の場合は、全員の月間労働時間を合算した時間数を記入します。なお、個人立病院の場合は、開設者本人を除いて記入してください。

(注) 非常勤職員の人員数については、次の計算により「中医協事務局」にて常勤職員換算します。

$$\text{非常勤職員等の常勤職員換算} = \frac{\text{非常勤職員等の1か月間の実労働時間}}{\text{常勤職員の所定労働時間}}$$

(注1) 職種単位に非常勤職員等の総労働時間を人数換算し、小数点第2位以下を切り捨てる。

(注2) 週あたりの所定労働時間が32時間未満の場合は、32時間を所定労働として計算する。

給 料
[調査票 46 ~ 56 欄]

「1 常勤職員」に準じて記入してください。

賞 与
[調査票 57 ~ 67 欄]

「1 常勤職員」に準じて記入してください。

3 給与費の合計

退職給付費用
[調査票 70 欄]

平成16年度（又は平成16年）の1年間に支払った退職金の額の1/12の額を記入してください。

法定福利費
[調査票 71 欄]

法令に基づいて支払った次の費用の合計額（(1) + (2)）について記入してください。

(1) 医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額
(A + B + C + D)

①平成17年6月中に支払った給料に係る保険料及び拠出金の事業主負担額…A

②賞与に係る保険料及び拠出金の事業主負担額

・個人立病院で平成17年の賞与支給額（見込）が確定している場合には、以下の計算式で計算してください。

賞与* × 医療保険料率 × 事業主負担割合…B

賞与* × 年金保険料率 × 事業主負担割合…C

賞与* × 児童手当拠出金率…D

*賞与は、医療保険、年金保険及び児童手当拠出金の算定の対象となる平成17年支給見込総額を使用してください。

・上記以外の場合

平成16年に支払った賞与（税込）に係る保険料及び拠出金の事業主負担額（実績）の1/12（=B + C + D）

(2) 労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額

○平成16年度実績の1/12の額

合 計
[調査票 72 欄]

この欄の金額を「第2 収支」又は「第2-1 収支」の「2 給与費」の欄に記入してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票9頁又は22頁)

- 個人立病院は平成16年12月31日現在、個人立以外の病院は平成17年3月31日現在における資産及び負債の額を記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、平成16年度(又は平成16年)決算貸借対照表の数字を基礎としてください。
- 2つ以上の病院の資産、負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、病床数、従事者数の割合など、調査対象となった病院分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 [調査票①～⑤欄]

- | | |
|------------------------|--|
| 2 医業未収金
[調査票②欄] | 医業収入(診療報酬に係るもの)に対する未収入金をいい、徴収不能引当金(又は貸倒引当金)を控除した金額です。 |
| 3 有価証券
[調査票③欄] | 国債、地方債、株式、社債、投資信託などの有価証券で、いつでも現金化でき、資産運用の目的で所有するものをいいます。 |
| 4 棚卸資産(医薬品)
[調査票④欄] | 投薬用薬品、注射用薬品(血液、血液製剤類を含む)、検査用試薬、造影剤、外用薬などの棚卸高です。 |
| 5 その他の流動資産
[調査票⑤欄] | 未収金、受取手形、給食用材料、貯蔵品、短期貸付金、前払金、未収収益、前払費用などです。 |

II 固定資産 [調査票⑥～⑧欄]

- | | |
|---------------------|--|
| 1 有形固定資産
[調査票⑥欄] | 建物、医療用器械備品、車両運搬具・船舶等の固定資産に関して、平成16年(度)決算貸借対照表の価額から、減価償却累計額又は減価償却引当金を控除した金額を記入してください。 |
| 2 無形固定資産
[調査票⑦欄] | 借地権、電話加入権、引湯権などが該当します。 |
| 3 その他の資産
[調査票⑧欄] | 長期貸付金、投資公債、貸付信託、関係団体に対する払込済出資金などです。 |

III 繰延資産 [調査票⑨欄]

創業費(法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用)、企業債発行差金、試験研究費などをいいます。

IV 流動負債 [調査票⑩～⑭欄]

- | | |
|-------------------------------|--|
| <p>1 買掛金
[調査票⑪欄]</p> | <p>医薬品、診療材料、給食材料、消耗品などの購入代金の未払額です。</p> |
| <p>2 支払手形
[調査票⑫欄]</p> | <p>通常取引に基づき、仕入れ先との間に発生する手形債務をいいます。(固定資産の購入・建設や金融取引にかかるものを含まません。)</p> |
| <p>3 短期借入金
[調査票⑬欄]</p> | <p>公庫、事業団、銀行などからの借入金及び一般会計、本支部、他会計からの借入金であって、期間が1年以内のものです。</p> |
| <p>4 その他の流動負債
[調査票⑭欄]</p> | <p>1、2、3のいずれにも該当しない流動負債で、未払金、預り金、従業員預り金、未払費用、前受利益、修繕引当金、賞与引当金などです。</p> |
| <p>V 固定負債
[調査票⑮～⑯欄]</p> | |
| <p>1 長期借入金
[調査票⑮欄]</p> | <p>地方債及び公庫、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金であって、期間が1年を超えるものです。</p> |
| <p>2 その他の固定負債
[調査票⑯欄]</p> | <p>1に該当しない固定負債で長期未払金(器械、備品など償却資産に対する未払債務のうち、期間が1年を超えるもの)、退職給与引当金などをいいます。</p> |

「第5 設備投資」の記入要領 (調査票10頁又は23頁)

- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の設備投資と介護保険分の設備投資との合計額を記入してください。

建 物 (建物付属設備を含む) [調査票②欄]	診療棟、病棟、管理棟、職員宿舎など病院に属する建物をいい、電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に付属する設備を含みます。
医療用器械備品 [調査票③欄]	治療、検査、看護など医療用の器械、器具、備品などをいいます。
その他の有形固定資産 [調査票④欄]	土地、建物(建物付属設備を含む)、医療用器械備品以外の有形固定資産をいいます。記入にあたっては決算貸借対照表の「有形固定資産合計」から「土地」「建物」「建物付属設備」「医療用器械備品」を控除する概念で考えてください。
平成16年(度)末帳簿価額	平成16年(度)決算貸借対照表の価額をいい、減価償却累計額控除後の価額です。
平成15年(度)末帳簿価額	平成15年(度)決算貸借対照表の価額をいい、減価償却累計額控除後の価額です。